





「ひとり親家庭サポートブック」は
こちらから

ひとり親家庭等の制度【板橋区】

基準日：令和5年7月1日
＜発行：福祉部生活支援課＞

※各項目の詳しい内容（申請方法など）については、担当・問合せにご相談いただくか、左のコードから「ひとり親家庭サポートブック」をご覧ください。

令和5年6月改定

種類		実施主体	制度の概要等	担当・問合せ
手当	児童育成手当	区	◆対象者：父または母がいない（父または母が心身に重度の障がいのある場合などを含む）18歳になった最初の3月までの児童（4月1日生まれは3月31日で1歳繰り上げ） ※受給要件等、詳細は担当までお問い合わせください。	・板橋区役所 子育て支援課子どもの手当医療係 ☎ 03-3579-2477
	児童扶養手当	国	◆対象者：父または母がいない（父または母が心身に重度の障がいのある場合などを含む）18歳になった最初の3月までの児童 ただし、中度以上の障がいを有する児童は20歳未満が対象 ※受給要件等、詳細は担当までお問い合わせください。	・赤塚支所住民サービス係 ☎ 03-3938-5113
優遇措置	交通	都営交通乗車券(都バス・都営地下鉄など)	◆対象者：児童扶養手当受給世帯のうち、1人 ※生活保護を受給している方は、各福祉事務所での手続きとなります。	・板橋区役所 子育て支援課子どもの手当医療係 ☎ 03-3579-2477
		JR通勤定期券の割引	JR	◆対象者：児童扶養手当受給世帯 ☎ 03-3938-5113
	水道	水道・下水道料金の免除	都	◆対象者：児童扶養手当受給世帯 ・水道局板橋営業所 ☎ 03-5248-6365 ・水道局練馬営業所 ☎ 03-5987-5330
	ゴミ	粗大ごみ収集手数料の免除	—	◆対象者：児童扶養手当受給世帯 ・粗大ごみ受付センター ☎ 03-6747-9353
食品配布	食からつながる応援プロジェクト	区	経済的な理由により支援を必要とするひとり親世帯や多子世帯を対象に、食品配付会を開催しています。 ◆令和5年度日程(予定日) ①9/2(土)蓮根地域センターレクホール ②11/12(日)下赤塚地域センターレクホール ◆定員 毎回100名(概ね1か月前から受付開始) ※申込順 定員になり次第締切 ◆申込方法 専用申込フォーム(二次元コード) ※事前申込制です。詳細はホームページをご覧ください。	社会福祉法人板橋区社会福祉協議会 板橋区板橋2-65-6 経営企画推進課 地域福祉推進係 ☎03-3964-0236
子ども食堂等	子どもの居場所づくり活動支援事業	区	子どもがひとりでも立ち寄れる子ども食堂(弁当配布)や学習支援、多世代交流などの子どもの居場所をホームページに掲載しております。 また、必要な方には、子どもの居場所MAPをお配りもしています。	
学習支援等	子どもの学習・生活支援事業まなぶーす	区	家庭・学習環境に困りごとを抱えている世帯を対象に、①子どもに対する学習支援 ②居場所の提供 ③家庭に対する相談支援や訪問支援等を行います。 ◆対象者：①小学6年生、中学生、進級や卒業のために支援が必要な高校生、高校へ行っていない人 ②小学生から概ね18歳まで ③子ども及び保護者 ◆利用料：無料 ◆実施場所：お電話にてお問合せください。	子どもの学習・生活支援事業(まなぶーす) ☎ 03-6915-5732(区役所前・西台教室) ☎ 03-3237-8077(成増教室)
	中高生勉強会学びi(あい)プレイス	区	中学生・高校生を対象に、大学生等のボランティアが勉強をサポートします。 ◆対象者：区内在住・在学の中学生・高校生(相当年齢の方を含む) ◆利用料：無料 ◆参加方法：開催中、下記の会場に直接お越しください。 ◆会場：①火曜：まなぼーと大原 18時～20時 ②水曜：高島平図書館 17時～19時 ③水曜：教育支援センター 18時～20時 ④木曜：中央図書館 17時～19時 ⑤金曜：まなぼーと成増 18時～20時 ※お休みとなる日・期間もあるので、区ホームページまたはお電話で事前にご確認ください。	教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育推進係 ☎ 03-3579-2633 

種 類		実施主体	制 度 の 概 要 等	担当・問合せ
自立支援・資格取得等	養育費確保支援補助金	区	<p>子どもの支援に必要な養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立てなどにかかる経費を補助します。</p> <p>◆対象者(全てに当てはまる方):①申請日において板橋区に居住するひとり親世帯(離婚前も含む)の方 ②養育費の取り決めに係る経費を負担した方 ③養育費を受け取る方 ※ADRの1回目調停までにかかる費用の申請の場合を除く ④養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養している方 ⑤過去に同内容の補助金を受けていない方</p> <p>※対象費用や補助上限額等、詳細は担当までお問い合わせください。</p>	<p>お住まいを管轄する福祉事務所</p> <p>・板橋福祉事務所総合相談係 板橋区栄町36-1 グリーンホール ☎ 03-3579-2322</p> <p>・赤塚福祉事務所総合相談係 板橋区赤塚6-38-1 赤塚庁舎 ☎ 03-3938-5126</p> <p>・志村福祉事務所総合相談係 板橋区蓮根2-28-1 ☎ 03-3968-2331</p> <p>担当の福祉事務所検索はこちら</p>
	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金制度	区	<p>・ひとり親家庭等の父または母に対し、就職に有利な資格の取得を支援するものです。</p> <p>◆対象者:20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父または母(配偶者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者などを含む)で児童扶養手当を受給しているまたは同等の所得水準の者</p> <p>◆対象講座:教育訓練給付制度 厚生労働省指定教育訓練講座に該当する講座 ※インターネット「教育訓練給付制度 検索システム」で検索できます。</p> <p>※受給要件や支給額等、詳細は担当までお問い合わせください。</p> <p>※事前相談・受講開始前の指定申請が必要です。</p>	
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等	区	<p>就職に有利な資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金等を支給する制度です。</p> <p>◆対象者:20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父または母(配偶者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者などを含む)で児童扶養手当を受給しているまたは同等の所得水準の者</p> <p>◆対象資格:看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・歯科衛生士・調理師・製菓衛生師、社会福祉士等</p> <p>※受給要件や支給額等、詳細は担当までお問い合わせください。</p>	
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	区	<p>高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親と子を支援するものです。この試験に合格することで、就職・転職の可能性が広がります。</p> <p>◆対象者:20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父または母(配偶者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者などを含む)で児童扶養手当を受給しているまたは同等の所得水準の者及びひとり親家庭の20歳未満の子</p> <p>◆対象講座:「高等学校卒業程度認定試験」の合格を目指す講座(通信制講座を含む)</p> <p>※受給要件や支給額等、詳細は担当までお問い合わせください。</p> <p>※事前相談・受講開始前の指定申請が必要です。</p>	
	ひとり親家庭母子・父子自立支援プログラム策定事業	区	<p>策定員がプログラムを作成し、ひとり親家庭の自立に向けてサポートします。</p> <p>◆対象者:20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父または母(配偶者が心身の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている者などを含む)で児童扶養手当を受給しているまたは同等の所得水準の者</p> <p>※サポートの内容等、詳細は担当までお問い合わせ下さい。</p>	
家事援助	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	区	<p>小学校修了前のお子さんをお養育しているひとり親家庭で、就労や一時的な病気等により、家事・育児にお困りの時にホームヘルパーを派遣します。</p> <p>◆派遣対象:区内在住の小学生以下の子どもがいるひとり親世帯(配偶者が心身の障害により長期にわたって労働能力を失っている者などを含む)で下記のいずれかに該当している場合</p> <p>①ひとり親家庭の親または対象児童が一時的疾病の場合(感染症は除く)②親族等の冠婚葬祭にひとり親家庭の親が出席する場合 ③日常の家事及び育児を行っている同居の祖父母等が一時的疾病の場合④ひとり親家庭の親が技能習得のための通学、就職活動する場合 ⑤ひとり親家庭の親が夜勤、休日出勤、残業等の場合</p> <p>◆費用:所得制限はありませんが、所得により本人負担があります。</p> <p>※利用回数や利用時間等、詳細は担当までお問い合わせください。</p>	
貸付	東京都母子及び父子福祉資金	都	<p>◆対象者:6か月以上都内に在住し、母子及び父子家庭の母及び父等で20歳未満の児童を養育している方</p> <p>◆内容:経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金として貸付</p>	
レジャー	ひとり親家庭休養ホーム事業	区	<p>ひとり親家庭の皆さんが、親子で遊園地等へ出かけられるように、ひとり親家庭休養ホーム事業として日帰り施設を指定しています。</p> <p>◆対象者:区内在住のひとり親家庭の親と18歳以下の子ども(配偶者が心身の障害により長期にわたって労働能力を失っている者などは除く。)</p> <p>◆手続:福祉事務所にひとり親家庭であることを証明する書類(児童扶養手当証書等)を提示し、利用券をお受け取りください。各施設の利用券に記載されている方法でチケットと引き換えて入園してください。なお、不足額がある場合はチケット引き換え時にお支払いください。</p> <p>※指定施設、利用期間等詳細は担当までお問い合わせください。</p>	